

※行は追加・削除しないでください。
※共同申請者の数に応じて、左側
0. 申請者(共同申請者)情報
0-1. 共同申請者の情報

該当する種別をプルダウンで選択してください。
大学、試験研究機関、公設試験研究機関設置者は、「⑤会社・法人」に該当します。

記入例
共同申請
(代表申請者: 大学等)
必ず13桁の法人番号を記入。
※登録簿に記載される「12桁」の会社法人番号は記入しないでください。

共同申請者の業種が、中小企業支援法に規定する以下いずれに該当するか、プルダウンで選択してください。以下に業種名がない場合はその他の業種として①を選択してください。
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(※②~⑦を除く)
②卸売業(※⑤~⑦を除く)
③サービス業(※⑤~⑦を除く)
④小売業(※⑤~⑦を除く)
⑤ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業
⑦旅館業

Table with columns: 申請者種別, 業種, 資本金, 従業員数(常勤), 法人番号(13桁). Row 1: ⑤会社・法人(2~4には該当しない), 5,000万円, 80人, 1234567890123

【確認事項(いずれか該当する方にチェックしてください)】
共同申請者は、外国特許庁への出願の共同出願人である。
共同申請者は、外国特許庁への出願の共同出願人でない。

【申請者種別④から⑧の場合の確認事項(□にチェック及び記入してください)】
大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)ことに相違ない。
出資者と出資比率を記載してください。(株主名簿の提出で代替することも可)

Table with columns: 出資者の名称, 出資比率(%), 第2条第1項第1号(ア)及び(イ). Rows: 特許 太郎 (45.00%), 株式会社xx (20.00%), △△株式会社 (10.00%), 特許 一郎 (10.00%), ほが 5名 (15.00%)

【申請者種別②から③の場合の確認事項(□にチェックしてください)】
必要書類を添付した。
合計が必ず100%になるように記入してください。単独で2分の1以上、又は複数で3分の2以上の所有がわかるように記入すること。小口の株主が複数いる場合はまとめて記入してください。

0-2. 役割分担
共同申請者である株式会社☆☆は、間接補助事業(出願手続)に要する経費の100%を負担する。
代表申請者である国立大学法人〇〇大学は、間接補助事業(出願手続)の外国庁への手続き等その他の事項を実施する。
また、別紙3記載のとおり、株式会社☆☆が海外事業展開を担当する。

1. 過去における補助金の支援実績
1-0. 代表申請者

【確認事項(いずれか該当する方をプルダウンで選択してください)】
実績なし
実績あり
※対象事業: 中小企業等外国出願支援事業(JETRO、都道府県等中小企業支援センター実施)または日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業(発明推進協)

【確認事項(いずれか該当する方をプルダウンで選択してください)】
フォローアップ調査を提出している
フォローアップ調査対象外(令和5年度または平成29年度以前の提案案件)
※上記各事業実施要領に定める事項(採択案件の査定状況報告書の提出、補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等))

1-1. 共同申請者
【確認事項(いずれか該当する方をプルダウンで選択してください)】
実績なし
実績あり
※対象事業: 中小企業等外国出願支援事業(JETRO、都道府県等中小企業支援センター実施)または日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業(発明推進協)

【確認事項(いずれか該当する方をプルダウンで選択してください)】
フォローアップ調査を提出している
フォローアップ調査対象外(令和5年度または平成29年度以前の提案案件)
※上記各事業実施要領に定める事項(採択案件の査定状況報告書の提出、補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等))

2. 了承事項等
内容を確認のうえ、すべての項目にチェックしてください。

- 本申請書において交付を申請する外国出願(共同出願の場合は、自身の持ち分について)は、本支店以外の公費又は公費を財源とする資金による支援に対して申請中でなく、採択もされていない。
当補助金の事業において、代理人契約、外国特許庁への手続及びその準備など、交付決定後に行った(発注した)作業に係る経費のみが助成対象となることを了承した。
実施要領第3条第1項第1号(カ)に定める事項(審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、やむを得ない場合を除き応答すること)について了承した。
実施要領第12条第1項に定める事項(様式第3による計画変更手続を行わずに実施する、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願(出願計画の変更)は認められない点)について了承した。
実施要領第21条第2項に定める事項(間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた案件種別及び件数、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表)について了承した。
実施要領第22条第2項に定める事項(補助事業者の承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないこと)を了承した。
事業完了後、やむを得ない事情により、自ら放棄又は取下げを行わなければならない場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承した。
実施要領第22条第1項及び第2項に定める事項(補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等))について了承した。
公募要領で示す「本事業で頂戴する個人情報の取扱い」について了承した。

3. 申請担当者
申請書の内容に関する確認や、交付決定通知等の重要な連絡をします。
弁理士等の代理人ではなく、必ず連絡可能な貴学の担当者を記入してください。

Table with columns: 代表申請者, 共同申請者. Rows: 法人名(国立大学法人〇〇大学), 部署及び職名(知財部 部長), 担当者氏名(△△ ●●), 電話番号(03-xxxx-xxxx), メールアドレス(〇〇●●@△△.com)

下記サイトを参考に、ご判断ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q4
https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

※分からない場合は事務局にご相談ください。
共同申請者も大学、研究機関の場合は、「@大学、研究機関」を選択してください。「0-1.」欄の残りは記入不要です。

実施要領に規定の「みなし大企業」に該当する/しないをプルダウンで選択してください。
「みなし大企業」の規定は実施要領第2条第1項(1)の(ア)(イ)です。下記サイトでご確認ください。
https://www.jiii.or.jp/kaigai-hojo_file/implementation_guidelines.pdf?v0524

必要書類は
②資本金が確認できる書類(登記簿、財務諸表等)又は従業員数が確認できる雇用保険の写し等
その他、以下となります。
【試験研究費等比率が3%超の個人事業主・会社・組合・NPO法人】
・試験研究費等比率を証する書類(財務諸表等)又は研究者数比率を証する書類(設立からは26月以内のものに限る/社内組織図、研究者の略歴など)
【科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づくSBIR制度における指定補助金等及び特定新技術補助金等により事業を行う者であることの証明】
1) 事業計画書の写し
2) 交付決定通知書(補助金)又は委託契約書(委託事業)
【経営強化法の経営革新事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人】
・経営革新計画に承認された事業を行う者であることの証明
1) 「経営革新計画」の写し
2) 承認証の写し
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html
【経営強化法の異分野連携事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人】
・異分野連携事業分野開拓計画に認定された事業を行う者であることの証明
1) 「異分野連携事業分野開拓計画」の写し
2) 認定証の写し
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2020/201106bunya.html
【ものづくり法の計画を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人】
・ものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく研究開発計画を認定された事業を行う者であることの証明
1) 「研究開発計画」の写し
2) 認定証の写し
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.html
③福島県イノベーションコースト構想機構が発行した対象事業者であることを証明する「証明書」
※以下の特許庁HPIに掲載の証明書
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei/fukushima_chusho_hojin.html

これまでの補助金事業の採択実績の確認(いずれか該当する方にチェックしてください)

中小企業等外国出願支援事業(ジェトロと都道府県中小企業支援センター等)又は日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業(発明推進協会実施事業)に採択実績のある方は、「実績あり」にチェックのうえ、フォローアップ調査の提出についてご回答をお願いします。
※対象者のうち、フォローアップ調査を提出していない方は、本年度は本補助金の申請ができません。

内容を確認、必要事項を記入のうえ、チェックを入れる

記入が不要な申請書内の項目のセルはグレーに変わります